

令和5年度 第6回 福島地方最低賃金審議会 議事録

日 時：令和5年10月10日（火）
14:00～16:30
場 所：福島合同庁舎 4階会議室
出席者：（公）熊沢、橋本、長谷川、元井
（労）大越、塩澤、志賀、高橋、松本
（使）安達、金成、金子、佐藤

1 開会

（会長） 定刻となりましたので、これより令和5年度第6回福島地方最低賃金審議会を開催いたします。

2 定足数の確認

（会長） 事務局より定足数の確認をお願いします。

（補佐） 本日は、公益の森谷委員、使用者側の大内委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

3 議事

（会長） それでは、本日予定している議事と配布資料の説明について、事務局から説明をお願いします。

（室長） 本日予定しております議事は、

（1）特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）改正の必要性の有無に係る審議・答申。

（2）特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）改正の必要性の有無の審議について、全会一致で必要性有りの結論が出た場合にはその後の手続等

の審議をいただく予定としております。

また、本日配布している資料については基準部長から説明いたしま

す。

(基準部長) 基準部長の田沼と申します。よろしくお願ひいたします。

前回、公正競争ケースについて説明してほしいというご依頼があったことを踏まえた資料になります。

最初に特定最低賃金の改正の要件の概要について説明いたします。特定最賃の改正については2つのケースがあり、労働協約を結ばれているケースと公正競争ケースがあります。公正競争ケースで中央最低賃金審議会はどのような議論をしていたかということですが、主要な議論は4つポイントがあります。1つは昭和61年2月14日、特定最低賃金を作った時の通達になります。ここに事業の公正競争確保の必要性の要件がどのように書いてあるかというと、同種の基幹的労働者について、関連する諸条件を勘案の上、企業間、地域間または組織労働者と未組織労働者の間等に、産業別最低賃金の設定に必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定する、と明記されております。ところが公正競争がわかりにくいということで、2つ目のポイントとなります。平成4年3月に中賃公正競争検討小委員会報告が出されております。公正競争は賃金の不当な切下げの防止によって達成されるものであると書いてあります。より高いレベルでの競争とはどのようなことかということがここで定義付けされております。地賃の最低賃金で一定の公正競争は確保されておりまして、要は地賃で歯止めになっているので、いわゆる特定最低賃金の公正競争というのはより高いレベルでの公正競争の確保を目的とするのだという書き方になっております。どのように公正競争を見るのかということですが、一般的の産業では、企業間等には賃金格差が通常存在しており、また、どの程度の賃金格差があれば、賃金の不当な切下げの防止のため新たな産別最賃の設定が必要であるか明らかにすることは事実上不可能であると明記されており、賃金格差の程度について一定の基準を定めることは適当ではないということになっております。

実際にどのように審議するかということですが、より高いレベルでの公正競争確保の必要性については、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ、地方の最賃審で適切に判断してほしいという形で記載しております。

続きまして、3つ目です。平成10年に、産業別最低賃金制度とその運用上の問題点等に関する検討部会報告が出ております。その際に、公正競争の審議にあたっての視点別紙1というものが出ております。また、別紙2を参考資料として個々の最低賃金について十分な審議を行ってください、ということになっています。別紙1の視点として、産業別最低賃金適用産業内において事業競争関係にあるか、適用労働者の増減はどうなのか、企業数、規模別構成、増減状況等はどうなのか、地域間格差はどのくらいあるのか、廃止された場合はどうなのか、という視点を審議してほしいということと、別紙2の参考資料として、平成10年当時の参考資料が出ております。ただ、事業動向関係につきましては廃止の統計が多くなっておりますし、毎年実施していないとか、各県ごとにないとか、小規模の数字がないですかとか、なかなか把握することが困難な状況となっております。

また資料の公正競争ケースについての中央最低賃金審議会の議論ポイント2のところですが、関係労使の努力を期待する、審議会での適切な審議が行われるようにするために、申出者、今回の場合は連合の皆様から特定最低賃金の改正の申出が出ていますが、公正競争ケースについて最低賃金の決定等、個別具体的な疎明については、賃金格差の存在の疎明のための資料の添付を徹底するよう書かれています。ただ、なかなか資料がそろわないというのが現状かと思っております。

最後に平成14年に出された産業別最低賃金制度の改善についての報告となります。審議において、使用者側は廃止論を主張する一方、労働者側は継承・発展論を主張し、労使の意見に大きな隔たりがありました。しかしながら、最低賃金制度が現実の制度として存在し、実際に関係者から運用面の課題に関する様々な指摘があることを踏まえると、労使それぞれの立場はあるものの、産業別最低賃金制度を改善することは重要である、ということが明記されております。関係労使のイニシアティブを一層發揮するというのが最低賃金制度であるという中で、関係労使間の意思疎通と関係労使参加による必要性の審議についての方法が記載されている形になっております。

概要的なものはお話しできたかと思いますので、ここで説明を終わら

せていただきますが、詳しい説明をということであれば、また再度説明させていただきたいと思います。以上です。

(1) 特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）改正の必要性有無の審議について

(会長) それでは、前回審議会で継続審議とした特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）の改正の必要性の有無について、審議することとします。

ここで、審議に先立ち、労使それぞれ協議を行う必要はございますか。

(佐藤委員) お時間いただいたいよろしいでしょうか。

(会長) わかりました。それでは事務局はご案内してください。

【労働者側・使用者側退室】

【労働者側・使用者側入室】

(会長) それでは、審議を再開します。

電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側よりご意見をお伺いします。

(塩澤委員) 前回、使用者側からご質問があった、賃金の格差などがあつて電機の会社から他の会社に労働者の流出があつたのかどうかという質問について、例えば県内の電機の会社に人が流れてしまった、これは実際社員もそうですが、パート・アルバイトの方々も発生しています。具体的な会社名をお伝えすることは差し控えたいと思いますが、社員だとしても、基本給や一時金の支給額に差が出てしまうと、仕事を変えられるという方がいらっしゃいます。特に郡山に大きな電機の会社がございますので、そちらに移動するということがございます。パート・アルバイトも時給が高いところに引っ張られてしまうという状況があるということは、報告いただきましたのでその旨をお伝えいたします。

一方で、電機から他社もございます。医療系や半導体の交代制勤務を募集されているところは単価が高いということもあり、寮や社宅が完備されているようなところには、年齢関係なく移動されるという背景がありましたので、お伝えさせていただきます。

したがって、同じ時間働くのであれば、入る金額が大きなところ、

このようなことが一つの目安になってしまふということをお伝えさせていただきます。

我々の産業は機械に頼ることなく人海戦術の部分が非常に多く存在します。地方になればなるほど人手が必要だということにおいて、労使非常に苦労しているところでありますので、社員に限らずパート・アルバイトを視野に入れると、議論入りさせていただき、必要性の部分をいただけないかと思っております。前回いただいた、産業における未満率・影響率の分布も目を通していますので、そのところの影響が決して0ではないということは理解しているところではありますが、引き続きの物価上昇などにより生活が苦しくなってくるという要素もご理解いただければと思います。

(会長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(安達委員) 今の塩澤委員からお話ありましたこと、十分理解しているつもりではあります。その上で必要性なしということに変わりございません。地域別最低賃金が900円になりまして、42円引きあがったということは非常に大きいものと思っております。

公正競争につきましては難しいということも理解しておりますが、地域別最低賃金900円という一定の水準に達しておりますので、賃金の切り下げ防止の一定の役割にはなっていると思っているところでございます。

また、2年続けて電子部品デバイス等の特定最低賃金は地域別最低賃金を下回るということが続きました。昨年は2円下回ったので審議をさせていただきましたが、今年は20円の開きがございます。20円は自動的に上がるということですので、特定最低賃金が地域別最低賃金を下回っているという状況の場合は、廃止に向けての議論を進めていくべきと考えております。

それから中小零細の電気電子部品製造業については、支払能力も厳しい、価格転嫁も思うように進んでいないという状況で、支払能力が乏しい中小零細まで最低賃金の引き上げをすることはどうなのかと思います。払えるところはお支払いいただくということで、支払能力のないところにまで最低賃金を強要するようなことはしなくていいのではないか

と思っておりますので、必要性はなしということで考えております。

(会長) 今の双方のご意見に対して何かございますか。

(塩澤委員) 払えるところは払っていけばいいのではないかという意見に対してですが、先ほどの労働局の資料にもありましたとおり、賃金格差という部分が第2回目の審議会の資料でも連合で取りまとめをし、我々の産業においては、格差がついているという部分があつて、今の安達委員のお話だとさらに格差がついてしまうのではないかと思います。それから、労働組合のないところについては、こういった議論ができないということについて非常に危惧するところでございまして、確かに経営的に厳しいという内容も、当然社員も理解するところもあるでしょうが、そういったところが出来ずに、今まで働いてきた内容で我慢しろということでは労働者は非常に厳しいのではないかと思います。そういったところの会社だけではないということを十二分に理解するものの、こういった仕組みを使って議論をさせていただく、これが仮に前年度決まった金額で、今年の地賃の額で比較するのではなく、今年の地賃の額が引き上がったのであれば、それに見合うような、もしくは当該労使で議論をし、その一連の中での経営状況について議論をしたうえで、るべき金額水準に向けての論議をするべきではないのかと考えているところでございます。

福島県だけが非常に厳しいわけではなく、全国の中でも同じ産業において厳しいところはあると思います。しかしながら、そういった県であったとしても、必要性有りとして議論した上で一定程度の引き上げがあるように思いますので、そのような議論をさせていただければということを、今一度労働側として主張させていただきたいところであります。

(安達委員) 賃金格差というお話もございましたが、今年の地域別最低賃金の上昇率が大きいということです。それでもう十分賃金格差も縮まっていると認識しております。ましてや、埋没しているという状況が2年続いていることであれば、地域別最低賃金をしっかり議論したうえで、全国の分も含めて格差をなくしていけばいいと思っているところです。

(塩澤委員) 非常に残念でなりません。先ほどの事務局側の公正競争ケースの改正する場合の申出要件においては、電機産業で働く、関連する企業などを

踏まえて4割以上の合意をとってきたわけですので、そういう方々の思いを含めると、やはり産業全体としての成長、今働いている仲間を含めて盛り上げていきたいと思いますので、そういう思いのこもった申出をぜひともご理解いただけないかと思っております。

確かに、安達委員が言われる支払能力が乏しいという事業所もあることは十二分に理解するものの、我々としても引き上げに向けた合意の思いなど、ぜひともご理解いただけないかと思っております。

(会長) 中小零細で支払能力がないところは厳しいとおっしゃいました。そうだと思いますが、払えるところは払ってもいいとおっしゃいましたよね。そうすると、募集賃金の差によって、本当に人が来ないところはつぶれる覚悟であるという意味に理解されますが、そういうことでしょうか。

(安達委員) そこまでは考えておりません。とにかく、地域別最低賃金の上昇が著しい、これをもってもう十分な賃上げになっているということです。

(塩澤委員) 特定最低賃金の合意の確保をするときに、当然労働組合のないところにもお邪魔して、そこには労働者代表だけでなく、企業の人事の方、工場長とお話をさせていただくと、非常に人手不足が昨年以上大きくなっているというお話もありました。まさしく春闘の中では、そのような議論も労働組合と会社側で行ってきた内容と非常に似ているところでもありましたので、合意の処理を取り交わす時にも、人手不足の解消まではいきませんが、集まってくるような部分にも繋がるのであればという思いも強くありましたが、安達委員のところはそういう声がないのか、それ以上に経営が厳しいという声のほうが多くあるのかどうか、コロナの中でも、電機産業は宿泊業やサービス業から見れば一定程度仕事があったように思いますし、助成金の申請なども少ないよう思います。そのようなことについてお聞かせ願いたいと思います。

(安達委員) 厳しいという声のほうが多く寄せられております。

(長谷川委員) 2年連続地賃に埋没しているとおっしゃられていますが、昨年度の特賃と今年度の地賃を比べて埋没というのは、比べるもののが違うのではないかと思っております。さらにその上でお聞きしたいのですが、先ほどの事務局からの資料で5つの視点がありましたが、この中で地賃に埋没

するという理由は、どこに当たるケースの考え方になるのかお聞かせください。

(基準部長) 理由はないと思います。埋没するから改正の必要性は無いということは一言も書いておりませんが、一つの理由ともなるだろうと思っております。

安達委員から電機産業は厳しい、全会一致は難しいというご意見が出ていますので、そこが大きな理由かと思います。

ちなみに、埋没しても復活しようという意見が出ている県もございます。出てない県もございます。出ていない県の方が多いです。

(長谷川委員) ありがとうございます。

使用者側委員は法的な、あるいは審議会等で出された公正競争ケースにおける考え方に基づかず、おっしゃっているということでしょうか。

(安達委員) 特定最低賃金は労働条件の向上、公正競争の確保の観点から、考え・設定するものだと考えていますし、労働条件の向上は42円上がっていることで満たしている、公正競争の確保は地域別最低賃金が900円になっているから、それ以上のダンピングはない、まして埋没しているから意味がないと言っているのであって、適当に言っているわけではありません。

(長谷川委員) だとすると、先ほどの視点の資料で、どの視点に含まれるのかご説明いただけますか。

(安達委員) 5番目の産業別最低賃金が廃止された場合、賃金格差が拡大する可能性がある、ということだと思います。地域別最低賃金で充分だと思います。

(高橋委員) 先ほど地域別最低賃金が42円上がったとおっしゃられていましたが、実際、電子部品製造業については880円で900円との差額は20円なので、20円しか上がらないということになります。他の皆さんには42円上がって、今回賃金改定をされるということに対して、電子部品は20円しか上がらない、逆にそこは不公平ではないでしょうか。

差額が上がっているのであればそれで十分だと言われても仕方ないと思いますが、20円だけ上がって、42円上がった他の企業よりも上がっていないのではないかと思いますので、電子部品デバイス製造業に

については、一般的な職種と違って専門的な職種でありますので、専門的な職種の対価が一般と一緒にということが理解できなく、そういった観点から行くと、審議入りをお願いしたいという思いがございます。

(安達委員) 私の主張は労働条件の向上、公正競争の確保はそれなりに確保されているから、地域別最低賃金がこれだけ上がっているから十分だという考え方でございます。

先ほど20円しかとおっしゃいましたが、20円は大きいと思います。去年の引き上げ額は24円です。その認識の差は大きいと思います。ですので、私は、必要性なしという考えは変わりません。

(塩澤委員) 当該労使というところについては、該当するかどうかは別としても、そういう会員の声が集まっているのだと思います。ただ、前回の参考人に対する質問の中にもダンピング、人の移動はどうなのかというお話をありました。地域別最低賃金と同額になればさらに人の移動は、さらに増えてしまう、特に、小規模零細企業はさらに苦しくなるのではないかと思ってなりません。人材の確保は非常に重要な視点だと考えているところですので、ぜひとも必要性有りに立っていただき、さらに当該関係にある使側の皆さんと議論させてもらえないかと思っております。いくら上がるかどうかはその議論の最終視点ですから、まずは当該労使で審議をさせてもらえば非常にありがたいと思っております。

1万3千人近い方々の合意もあったということをご理解いただければと思っております。

反対されている会社は何社くらいあるのでしょうか。どのくらいの声が会員の皆様から集まって、本年度の必要性はなしにして欲しいという声がどのくらい集まっているのかお伺いしたいと思います。

(安達委員) 価格転嫁がすべて全部できているという会社は10%くらいだと聞いております。

(塩澤委員) 労働組合がある場所ですら10%を超えていているのですが、そこと大きく食い違うのですが。

(安達委員) 今は数字を持っていませんので何とも言えません。

(塩澤委員) これだけ議論が長くなっている中において、手元資料ですか、そのようなものがない中で議論されるということが、非常に不満でなりませ

ん。我々は1万3千人くらいの合意署名をもらうのに、数か月かかるているわけです。今年に限っては、埋没だけ主張されるので、労働側として理解、納得することは難しいと思っております。そのところはどのようにお考えでしょうか。

(安達委員) 地域別の最低賃金がこれだけ上がってしまったということで、労働条件の向上、公正競争の確保の観点から見ても、また埋没が2年続いているという観点からも、廃止に向けた議論にすべきだという考え方で変わりございません。

(塩澤委員) 安達委員の考え方でなく、会員としての思いなのでしょうか。

(安達委員) 商工団体としての考え方あります。

(塩澤委員) 商工団体の代表の方が中賃で議論されて、中賃の結果で3ランクの部分の最終確認をされていると思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

(安達委員) お答えできません。

(塩澤委員) それでは、労働側は理解するところに至りません。したがって、必要性に至らずという部分においても、納得ができるにくいところであります。可能であれば、どのくらいの会員の方が反対をされているのか、具体的な数などを示しいただきたいというのが、労働側の考え方ございます。

(会長) 全会一致に至らずという結論を得るために全会一致が必要であるかという問題だと思いますが、安達委員が代表されている団体、組織における、安達委員が発言されている意向の数字的な裏付けが示されなければ全会一致に至らずという結論に合意しないということでしょうか。

(塩澤委員) そのようになっても致し方ないと思っております。

我々が足を運びながら、当然労働組合のないところすべてに行っていはるかと言ったらそうではありませんが、電機業界の方々とのお話の中では、非常に食い違うところがあると考えます。昨今の資料を見ても電機業界の人手不足が、福島県においても大きな課題になっているのではないかと危惧するところでありますので、地賃に埋没したからということではさらにそういう現象が広がるように思いますし、それが企業の存続に関わるのではないか、労働側は路頭に迷わされるという状況になる

ので、同じ産業で働く仲間のことを考えれば、そういう結論には合意できないという思いであります。

(会長) 全会一致であるという結論を得るための条件として、安達委員のお考えの根拠を示していただきたいということですが、これは現実的に可能でしょうか。

(安達委員) 可能ではないです。一社一社聞くということは時間がかかりますし、難しいと思います。

(塩澤委員) そのまま同じように返します。合意者を集めるということは簡単ではないということです。1万3千人の合意者を確保することは、労働組合の団体としても非常に難しいことです。一社一社回りながら、ご理解をいただく、そのような苦労を同じようにしていただければと思います。

(会長) 特賃を引き上げることは厳しいという声を聞いているという、声の根拠をあげることは出来ないとおっしゃいました。参考人をお呼びする際、これは量的証拠でなくても質的証拠ですから、労働側から来られた委員については質的な証言をされたわけです。使用者側は不要だとおっしゃったのではないでしょうか。

会員の多くが42円の地賃の引き上げにダメージを受けて、42円の引き上げで充分であるという声があるとおっしゃるのであれば、その声の根拠を聞くことは妥当なことだと思います。

(佐藤委員) 塩澤委員のおっしゃっていることは、我々理解できない、それに応える必要性はないと思っています。使用者サイドが、例えば100社の会員事業所があって、そのうちの8割9割がそういうことをおっしゃっている。それを証拠として集めて発表するということには少々無理があるよう思えますが。

(塩澤委員) 特定最低賃金の概要に記載のとおり、公正競争の申出要件を我々は満たしているのではないでしょうか。だからこそ、この後の審議は必要性の以降の議論になるように思ってなりません。

(佐藤委員) 見解の相違で、基本的には廃止に向けての議論が必要です。適用労働者が0であれば当然廃止に向けての議論が必要になります。適用労働者が1,000人を下回れば廃止に向けて議論をする。一番大事な法律の

部分、特定最低賃金について、第16条の解釈が使用者側と労働者側、見解の相違。その部分がなかなか、これだと言い切れません。その観点から言って 申出要件を満たしているからこそ、このような議論になっているのであって、では廃止に向けての最低賃金法16条をどのように解釈するか、その一点だと思います。

そういう中で、塩澤委員がおっしゃることを我々に求めるのはおかしなことであって、それに対してお答えする必要性は全くないと思っております。我々は各企業の声を代表して参加させていただいています。

(塩澤委員) 代表しているのでしょうかけど、反対している数はどのくらいいらっしゃるかということにはお答えにならないという、なぜ出来ないのかと思います。

(佐藤委員) 基本的には廃止に向けて活動を進めてきている、審議会の場において発言をして、その方向に持っていくということは総意としてあります。ただ、今年埋没しても必要性有りとしているところもあります。各県の担当者にそれぞれの理由を聞いておりますが、私としては、日本経団連の考えも参考にしながら対応するだけです。そこで、各企業の代表者の声を集めてということについては、対応しかねます。

(塩澤委員) 概要に関係労使の参加による必要性と書かれているわけです。そこを主張しているので暴論ではありません。

(佐藤委員) すべてこの記載内容について一つ一つ議論を重ねていくと、平行線をたどるだけです。

(塩澤委員) したがって前回、長谷川委員が整理が必要だとおっしゃられて、今回出てきた内容がこの資料ではないかと思います。

(会長) 今この状況をもって全会一致に至らずという事態は確認できていますが、これを答申の内容にするということについて、厳密な全会一致なのか、緩やかな合意なのかということだと思います。

(基準部長) 全会一致でないということは事実確認のようなものですので、事実上全会一致でないということで、これで終わりかと思います。特定最低賃金は関係労使のイニシアティブで決めるものなので、これで終わりです。個人的には非常に残念だと思っております。

(会長) わかりました。申し訳ないのですが、納得のいく全会一致でない状態ということで、必要性有りの結論に達し得なかつたということが答申の内容になるということは変わらないと思います。

よろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それではその内容で答申することといたします。

(佐藤委員) 計量器の必要性に進むのであれば、時間をいただきたいと思います。

(会長) それでは15分くらいお時間を取りたいと思います。

控室へご案内ください。

【労働者側・使用者側退室】

【労働者側・使用者側入室】

(会長) 再開いたします。

次に計量器等製造業最低賃金の改正の必要性の有無について、労働者側よりご意見をお伺いします。

(金子委員) 私から発言してよろしいでしょうか。

(会長) 労働者側はよろしいでしょうか。

(松本委員) はい。

(会長) それではお願ひします。

(金子委員) 基本的に今まで議論してきて私が主張してきたことについては変わりありません。しかしながら、前回までの議論の経過等に配慮しまして、また昨年の特殊事例にも配慮しまして、その結果、議論の必要性があると総合的に判断しまして、必要性有りでいきたいと思います。よろしくお願ひします。

(会長) ありがとうございました。労働者側のご意見をお願いします。

(松本委員) 必要性有りということで、感謝申し上げます。

先日の地方新聞で、2021年の医療用機械器具部品の出荷額ということで、福島県255億円、12年連続で日本一ということでした。福島の特定最低賃金、計量器・精密機器に関しては、医療は含まれておりませんが、我々の加盟する組織においても、医療用部品を作っているところは存在するということで、一概に関係がないということではないということです。こういった全国トップの出荷額を誇る福島県の精密機

械、計量に関してはインフラ復興の工事等が盛んにありましたので、こういったところでもかなり需要が多くなっていたということで、こちらに関しても福島県の精密機械・計量器等の存在がとても大きなものになっております。

命に係わる部品ということで、これに関しては多くの技術と専門的なスキルが用いられている、こういったものが福島県として名誉ある結果になっているということで、今回こうしたご返答をいただいたということは、ますますこの産業における発展において、未来あるご回答をいたいたいということで感謝申し上げます。

(会長) 計量器等製造業最低賃金について、改正の必要性を認めるとの意見ですでの、改正の必要性の有無について、必要性有りの答申を行うことにします。

電子部品等製造業最低賃金の改正の必要性の有無の答申も含めて事務局は準備をお願いします。

準備ができるまで休憩といたします。

(休 憩)

(室長) それでは、特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）の改正決定の必要性の有無について答申を行います。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配布】

(会長) 事務局は答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【答申文読み上げ】

(2) 必要性ありの答申がなされた特定（産業別）最低賃金額改正決定の諮問について

(会長) 引き続きまして、特定最低賃金（計量器等製造業）改正決定の諮問に移ります。事務局は準備願います。

(室長) それでは、特定最低賃金（計量器等製造業）の改正決定の諮問を行います。

【局長から会長へ諮問文を手交】

【諮問文の写しを各委員へ配布】

(室長) 【諮問文の読み上げ】

(3) 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び廃止等について

(会長) 只今、局長より特定最低賃金（計量器製造業）の金額改正決定の諮問がありました。

事務局より、専門部会の設置及び廃止についての説明・提案をお願いします。

(室長) 最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金の改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されています。

したがいまして、本審議会において、最低賃金法第25条第2項に基づき、専門部会が設置されることとなり決議は要しません。

設置されました専門部会の廃止につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますが、「専門部会がその任務を終了する前においても、あらかじめ廃止する旨の議決を行うことができる。」と解されていますので、専門部会の廃止について、あらかじめ議決をお願いいたします。

なお、専門部会の廃止について、その任務が終了したときは、具体的には当該専門部会の最低賃金についての異議申出期間が満了したときとなります。

(会長) ただいま、事務局より説明・提案がありました「福島地方最低賃金審議会（特定最低賃金）専門部会の設置及び廃止について」ご質問等ございますか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、諮問のあった特定最低賃金の改正について調査審議を行う専門部会を設置し、該当する特定最低賃金の異議申出期間が満了したときに、当該専門部会を廃止することとします。

続きまして、専門部会の委員の推薦等に係る事務について、事務局から説明・提案をお願いします。

(室長) 最低賃金法第25条第2項に基づく専門部会を設置した場合は、部会委員の推薦の公示が必要となります。公示期間は公示翌日から起算して

2週間を予定し、明日10月11日から10月24日までとなります。それまでの間に、特定最低賃金（計量器等製造業）の労使の団体から各3名の候補者をご推薦いただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

（会長） 只今の説明で質問がありましたらお願ひします。

（ な し ）

（会長） それでは、委員の推薦についてよろしくお願ひします。

（4）特定最低賃金専門部会の運営に関することについて

（会長） 続きまして、特定最低賃金専門部会の運営に関することについてお諮りいたします。

事務局より説明・提案をお願いします。

（室長） 特定最低賃金専門部会の運営に関することについて説明・提案させていただきます。

参考人の意見聴取についてです。最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金の改正について調査審議を行う場合は、公示により関係労働者及び関係使用者の意見を聞くことになりますが、公示による意見及び陳述希望がなかった場合は、最低賃金法第25条第6項の参考人聴取は既に実施していることから実施しないと考えています。

以上の提案させていただきます。

（会長） 事務局より説明・提案がありました、①特定最低賃金（電子部品等製造業、計量器等製造業）専門部会の参考人の意見聴取について、いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

（会長） それでは、公示による意見及び陳述希望がなかった場合は、参考人意見聴取については実施しないこととします。

（5）最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて

（会長） 次に、最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについてお諮りいたします。

事務局より説明・提案をお願いします。

(室長) 最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。」と定められており、専門部会で全会一致の結論となつた場合は、それをもって審議会の決議とすることができますとなっています。

当審議会における特定最低賃金に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用に関しましては、予てより特定最低賃金専門部会で全会一致の結論となつた場合には、それをもって審議会の決議としてきたところであります。本年も例年同様に、最低賃金審議会令第6条第5項を適用していただきたい提案いたします。

(会長) 専門部会で全会一致の結論となつた場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、それをもって審議会の決議とすることについて事務局から説明・提案がありましたらご意見等につきましてお伺いします。

《 異議なしの声 》

(会長) では、専門部会で全会一致の結論となつた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、それをもって審議会の決議とすることとします。

(6) 今後の審議日程等について

(会長) 続いて、今後の審議日程について事務局から説明・提案をお願いします。

(室長) 今後専門部会の委員が決定し次第、各委員の日程確認をさせていただき決定したいと考えています。できる限り、早く開催日程を決めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。また、他の各専門部会も含めて金額審議について、全会一致の決定に至らなかつた場合のみ、本審議会を開催し、結審・答申することとなります。そのような状況になった場合については、速やかに皆様の日程を確認させていただき、開催日を決定し、ご連絡したいと考えています。

4 閉会

(会長) それでは、本日の議事、その他についてご質問等ございますか。

(　な　し　)

(会　長)　なければ、以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。